

(地Ⅲ193F)

平成26年10月28日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

医療機関における PPE 配備の現状調査について

「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関の基本的な対応について」は、10月24日付（地Ⅲ190）をもってご連絡申し上げたところです。

現在、わが国ではエボラ出血熱の国内侵入の防止のため、検疫体制の強化等が図られていますが、万一、感染者または疑い症例が検疫をすり抜けて国内の一般医療機関を受診する事態に備えるため、厚生労働省において、特定・第一種感染症指定医療機関以外の病院・診療所・助産所の PPE の備蓄状況の調査を実施することとなり、別添の調査協力依頼が同省より各都道府県宛なされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、医療機関等に対する情報提供ならびに都道府県行政から依頼があった際の調査への協力方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、締切が11月7日と差し迫っておりますが、エボラ出血熱対策の緊急性に鑑みご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

【調査依頼】医療機関における PPE 配備の現状について

各都道府県 ご担当者様

いつもお世話になっております。

これまでエボラ出血熱への対応については、国から各都道府県ご担当者様に数次にわたり手順の再確認をお願いしてきたところです。今般、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行が続き、アメリカやスペインにおいても医療従事者が感染する事案が発生しました。

現在、厚生労働省は関係省庁とも連携し、検疫体制に万全を期しているところですが、万一、感染者または疑い症例が検疫をすり抜けて国内の一般医療機関で発生した場合には、医療者への感染のリスクが生じるものと考えております。このような事態に備えるため、都道府県管内における特定・第一種感染症指定医療機関以外の医療機関の PPE（＊）の備蓄状況について、早急に調査を実施します。

短い期間で大変恐縮ではございますが、添付の調査表に御記入の上、11 月 7 日（金）12 時までに当課までご提出いただきますようお願い申し上げます。

お忙しいところ、恐れ入りますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。

＊今回エボラ出血熱を想定した PPE とは

手袋二重、防水性使い捨てガウン、キャップ、シューズカバー、保護メガネ／フェイスシールド、液体防護性を備えたサージカルマスク（エアロゾル発生時には N95/DS2 レスピレーター）

別添（『ウイルス性出血熱一診療の手引き―第 1 版』平成 23 年度～25 年度厚生労働科学研究費補助金（新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業）我が国における一類感染症の患者発生時に備えた診断・治療・予防等の臨床的対応及び積極的疫学調査に関する研究より）のリスクレベル 4 を参照。

厚生労働省医政局地域医療計画課
へき地医療係

表 A7-1 ● リスクレベルに応じた個人用防護具の選択

レベル*1	リスクレベル 1	リスクレベル 2	リスクレベル 3	リスクレベル 4
曝露リスク	少ない	やや高い	高い	非常に高い
手袋	診療状況に応じる	手袋一重	手袋一重	手袋二重
保護衣	診療状況に応じる	診療状況に応じる	防水性使い捨てガウン (キャップ) (シューズカバー)	防水性使い捨てガウン キャップ シューズカバー
アイガード	診療状況に応じる	保護メガネ / フェイスシールド*2	保護メガネ / フェイスシールド*2	保護メガネ / フェイスシールド*2
呼吸用保護具	診療状況に応じる	サージカルマスク*3	サージカルマスク*3 エアロゾル発生時には N95/DS2 レスビレー ター*4	サージカルマスク*3 エアロゾル発生時には N95/DS2 レスビレー ター*4

* 1: リスクレベル 1～4 は、診断アルゴリズムのリスクレベルに対応する。

* 2: 使い捨て、単回使用型、フィルム交換型保護メガネ、フェイスシールドつきサージカルマスク、フェイスシールドタイプなどがある。

* 3: 液体防護性を備えたもの。

* 4: 診療状況に応じて電動ファン付呼吸用保護具 (PAPR) を使用してもよい。

7-2 着 脱

- ・個人用防護具は、曝露の可能性のある臨床場面に先立って着用し、曝露源から離れてから着脱する。たとえば、感染症病室の前室などで着脱を行う。
- ・使用後の個人用防護具が周囲の環境に触れて汚染の原因となるなど、個人用防護具がさらなる汚染源となってはならない。

7-3 廃棄・除染

- ・使い捨て個人用防護具は使用後、専用廃棄容器に入れ、感染性廃棄物として焼却処理する必要がある。再生使用型個人用防護具を使用せざるを得ない場合には、保管する前に適切な方法を用いて除染する。消毒などの除染方法は、VHF に有効であり、除染により個人用防護具の性能が損なわれず、再利用に際して危険性がないことが実証されなければならない。

7-4 保守・保管

- ・個人用防護具は、不慮の損傷や汚染を避けるために、適切に保管されなければならない。
- ・使用頻度の低い個人用防護具は、突然の使用に備えて防御性の劣化がないかどうか、品質保持期限の観点から在庫調査や在庫管理の対象とすべきである。電動ファン付呼吸用保護具 (PAPR) は、定期的に（少なくとも月に 1 度）入念に検査・試験し、保守する必要がある。試験記録は、試験日から少なくとも 5 年間は保管する。

7-5 トレーニング

- ・個人用防護具を使用するスタッフは、交差感染を防ぐための正しい着脱順番など、着脱手順（特に外し方や脱ぎ方）の訓練や、呼吸用保護具のフィットテストなどを事前に実施する。

医療機関におけるPPE配備の現状

都道府県	市町村	医療機関名	PPE備蓄数 (人分)	着脱マニュアル	着脱訓練